

協働によるまちづくり物品貸出事務手続き要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「協働によるまちづくりに向けた職員の行動指針」にもとづき、住民自治の理念にのっとり、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら取り組む市民活動やコミュニティ活動を支援するため、経営企画室が管理する物品等を貸し出す事務に関して、必要な手続きを定めます。

(貸出物品)

第2条 貸し出す物品(以下「物品」という。)は、別表1で定めます。

(貸出対象)

第3条 貸出対象となる者及び活動は、市内に在住、在勤または在学する者とし、市民活動その他公益的活動とします。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は貸出対象としません。

(1) 特定の政党の利害に関する活動、選挙活動、特定の宗教の利害に関する活動、又は営利を目的とする活動

(2) 公序良俗に反する活動

(貸出料)

第4条 貸出料は別表1で定めます。

(貸出)

第5条 職員は、物品の貸出を希望する者に対し、申請書等により貸出対象であることを審査し、適当と認めたときに貸し出します。

(返却)

第6条 物品の借受者は貸出対象となる活動が終わり次第、速やかに返却するものとします。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第7条 物品の借受者は、貸出対象となる者及び活動にのみ使用ができます。貸出目的以外の目的での物品の使用または転貸をすることはできません。

(事故、破損等への対応)

第8条 貸出中の物品の使用によって生じた事故等については、借受者の責任において処理します。

2 貸出中に物品に損害があったときは、借受者が修繕又は賠償の責任を負います。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別で定めます。

(別表1)(第2条、第4条関係)

番号	名称	単位	貸出料
1	SDGsオブジェ	1セット	無料
2	SDGsフラッグ	1枚	無料

附則

1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。